

平成 31 年 4 月 11 日

消費者庁長官
岡村 和美 殿

食品添加物表示制度の検討に向けて（要望）

<小売事業者団体>

一般社団法人日本スーパーマーケット協会	会 長	川 野 幸 夫
日本チェーンストア協会	会 長	小 濱 裕 正

<卸売事業者団体>

一般社団法人日本加工食品卸協会	会 長	國 分 晃
-----------------	-----	-------

<製造事業者団体>

一般財団法人食品産業センター	会 長	小 瀬 昉
食品産業中央協議会	会 長	伊 藤 雅 俊
全国食品産業協議会連合会	会 長	山 本 隆 英
日本ハム・ソーセージ工業協同組合	理事長	福 原 康 彦
一般社団法人日本食肉加工協会	理事長	福 原 康 彦
全国水産加工業協同組合連合会	会長理事	中 山 嘉 昭
全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会	会長理事	下 村 全 宏
全国珍味商工業協同組合連合会	理事長	中 村 惠 一
全国調理食品工業協同組合	理事長	岩 田 功
全国いか加工業協同組合	理事長	利 波 英 樹
一般社団法人全国削節工業協会	会 長	秋 本 一 壽
一般社団法人日本鯉節協会	会長理事	高 津 克 幸
一般社団法人全国すり身協会	理事長	北 上 誠 一
一般社団法人日本昆布協会	会 長	大 西 智 明
日本わかめ協会	会 長	岩 崎 誠
日本水産缶詰工業協同組合	理事長	高 木 安 四 郎
日本水産缶詰輸出水産業組合	理事長	高 木 安 四 郎
日本醤油協会	会 長	濱 口 道 雄
全日本カレー工業協同組合	理事長	江 崎 勝 久
一般社団法人日本パン工業会	代表理事	飯 島 延 浩
全日本菓子協会	会 長	川 村 和 夫

一般社団法人日本即席食品工業協会
全国製麺協同組合連合会
全国乾麺協同組合連合会
一般社団法人日本冷凍食品協会
一般社団法人日本惣菜協会
一般社団法人全国清涼飲料連合会

理事長 松尾 昭英
会長 大峯 茂樹
会長 高尾 政秀
会長 伊藤 滋
会長 佐藤 総一郎
会長 堀口 英樹

(公印省略)

平素より食品産業に対し格別のご指導・ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。
食品添加物表示制度については、今後、そのあり方について、消費者庁が検討会を設け、検討が進められると承知しております。

については、検討会に向けて、下記の通り要望いたします。

1 頻繁な表示制度の変更は避けるべき

2015年4月に施行された食品表示の大幅な改正以降も、2016年4月の製造所固有記号制度の見直し、2017年9月の加工食品の原料原産地表示新制度の施行、現在進められている遺伝子組換え表示制度の見直し検討、今後検討の開始が予定されている食品添加物表示制度の見直しというように、毎年、食品表示制度の大きな見直しが行われています。

毎年の見直しについては、例えば中堅・大手事業者は包材の切り替え、原料調達など根拠資料の把握整理、表示関係のデータベース・システムの見直し等、多大なコスト(人件費含め)と時間を要しています。また、中小事業者にとっては、コスト増に加え、複雑化する表示制度への対応も困難な状況となっています。これら負担増は価格上昇の一因となり、消費者にも影響を与えかねません。

このため、食品添加物表示制度見直しの検討に当たっては、制度の見直しを前提とすることなく、表示に関する消費者のニーズや制度見直しのメリット、デメリットの検証、頻繁な表示制度変更に苦しむ食品事業者の実行可能性に十分配慮した慎重な検討を要望します。

2 容器包装上の表示スペースの限界も考慮した検討が必要

個食化の進展等により加工食品の小型化が進む中、食品表示法に基づく表示に加え、各種法令によるマーク等、義務表示の増加による情報量が増えています。

これにより、表示の視認性が低下し、消費者はアレルギーや消費期限等の安全性に係る重大な表示を見落とし、事故に繋がる恐れが生じています。食品表示の視認性確保に加え、分かりやすさ、表示スペースの有効活用を考慮に入れながら、消費者と事業者双方のメリットになるような表示全体の見直しが喫緊の課題となっており、現在、消費者委員会食品表示部会で全体像の議論が行われていると承知しております。

このため、食品添加物表示の検討に当たっては、単に、現行の表示制度の枠組みで検討するのではなく、容器包装上の表示を義務付ける各種法律を所管する省庁による調整も行い、アレルギーや消費期限等、特に安全に係る表示を優先させ、安全に関わらない表示については容器包装上の表示から外し、店内ポップ、掲示板、ホームページや電話対応等多様な手法で情報提供できるなど、抜本的見直しを要望します。

3 自主回収の削減に向けた改善が必要

頻繁な表示制度の変更に伴い、食品事業者が表示を行う際に、単純ミスをする等の事案が多くなっています。

現状では、食品表示基準違反などに際しての指導等の指針となる、いわゆる「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」に基づき指導する場合、「直ちに表示の是正（表示の修正・商品の撤去）」を行い、「事実と異なる表示があった旨を、社告、ウェブサイトの掲示、店舗内の告知等の方法により、速やかに情報提供」しなければなりません。事実上、自主回収をしなければならなくなっています。

すなわち、原料原産地や遺伝子組換え表示のように安全性に関わらない表示上の単純ミスであっても、表示の修正・商品の撤去、社告、ウェブサイトの掲示などを求める厳しいものとなっており、指導に従うために食品製造業者は単純ミスの場合でも事実上の自主回収を行わなければなりません。自主回収は年間7～800件にも及び事業者の多大な負担となるだけでなく、食品ロスにも繋がっています。

食品ロスの削減という政府の方針も踏まえ、安全性に係らない単純ミスについては、当指針による指導にあたって、「商品の撤去や社告、ウェブサイトへの掲載等を求める」との規定の対象外とすることを要望します。

以上